工　事　請　負　契　約　書（例）

発　注　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下甲という）

請　負　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下乙という）

監理技師　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下丙という）として

（監理技師をおく場合に限り記載する）

この契約書（約款を含む）と添付の図面　 　枚、仕様書　　 冊とによって工事請負契約

を締結します。

記

　　１．工　事　名

２．工事場所

３．工期　　　 着手　 　　　　 年　 　 月 　　日

完成　 　　　　 年　　 月 　　 日

４.　請負代金額　 　金

　　　　　　　　　　　　　　うち工事価格　　　　 　金　　　　　　　 　　　円

　　　　　　　　　　　　　　取引に係る消費税額　 　 金　　 　　　　 　　　　円

５.　支払方法　　　　　　　 この契約成立時に　　　　 金　　　　　　　　　　　　 円

　　　　　　　　　　　　　　部分払　　 第1回　　 金　　　　　　　　　　 円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第2回　 　 金　　　　　　　　　　 円

　　　　　　　　　　　　　 完成引渡しの時　　　　　 金　　　　　　　　 　　 円

６.　検査の時期及び方法　　 約款に定める

７.　引渡時期　　　　　　 検査合格後　　 日以内

８.　履行遅滞違約金　　　　 約款に定める

**約　　　 　　　　　　款**

**（総則）**

**第1条**　甲、乙及び丙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

**（請負者）**

**第2条**乙は、この工事の図面及び仕様書により、頭書の請負代金をもって、前記の期間内に工事を　　　完成しなければならない。乙は、図面又は仕様書について、疑いを生じたとき、又は適当でないと　　　　認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、丙（丙をおかない場合は甲。以下同じ。）の　　　　指図をうけ、重要なものは乙丙協議して定める。乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書および　　　　工程表をすみやかに丙に提出してその承認を受けなければならない。工事費内訳明細書に誤記、違　　　算、脱漏などがあっても、そのために請負代金額を変えない。

**（一括委任と一括下請負）**

**第3条**　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三　　　　　 者に委任し、又は請負わせることはできない。

**（権利義務の承継等）**

**第4条**　当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第　　　　　 三者に承継させ、又は契約の目的物や工事現場に搬入した検査済の工事材料などを売却し、貸与し、　　　　　 もしくは抵当権その他担保の目的に供することができない。

**（監理技師）**

**第5条**　丙は、甲に代って、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。丙は甲の承諾する代理人　　　　　 を定めて監理させ、又は工事現場に駐在し、丙の指図を受けてもっぱら施工を監督する現場係員を　　　　　 おくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

　①　乙の提出する工事費内訳明細書、工程表その他仕様書に明示した書類を調査して承認すること。　　　　　 ②　実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、現寸図などを作り、工程表によって適当な時期に乙

に交付し、また、乙の作る工作図、模型などを検査して承認すること。

③　施工一般について乙又は乙の現場代理人に指図すること。

　④　工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立ち会うこと。

　⑤　図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査と完成検査を行い、引渡しに立ち会うこと。

　⑥　乙の提出する部分払請求書を工事の現状に照らして技術的に調査すること。

　⑦　工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。

　⑧　この工事とこれに関連する他の工事との総合調査にあたること。

**（現場代理人）**

**第6条**　乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場におけ　　　　 　るいっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は　　　　　 就業時間など工事現場の運営に関する重要な事項については、丙と協議する。

**（工事関係者についての異議）**

**第7条**　甲は、丙の意見をきいて、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理に　　　ついて著しく適当でないと認めた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又は　　　　その交代を求めることができる。乙は、丙の代理人又は現場係員の処置が著しく適当でないと認め　　　　　 たときは、その理由を明示して丙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができ、丙の処置　　　　　 が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

**（第三者の損害）**

**第8条**　乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲　　　　 　の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

**（一般的損害）**

**第9条**工事の完成引渡しまでに工事目的又は検査済の工事材料その他の工事施工について生じた　　　　　 損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲　　　　　 の負担とする。

**（不可抗力による損害）**

**第10条**　天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事の出来形部分　　　　　　又は工事現場に搬入した検査済の工事材料について損害が生じたときは、乙は、事実発生後遅滞な　　　　　　　　くその状況を甲に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意をした　　　　　　　　　と認められるときに限り、その損害額が請負代金額の10分の1を越えるものについて、その超過　　　　　　　　　　　額を甲が負担する。損害額は甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害を填補するものが　　　　　　　　　あるときは、それらの額を控除したものを損害額とする。

**（検査等）**

**第11条**　乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて、乙の立会の　　　　　　　 　もとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又　　　　　　　　　は改造して丙の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、丙の指図に従って仮設物の取払いその他後　　　　　　　　片づけなどの処置を行わなければならない。

**（請求、支払）**

**第12条**　契約書の定めるところにより乙が部分払の支払を求めるときは、丙の承認を得て、請求書を　　　　　　　　支払日5日前に甲に提出する。

２　工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡し　　　　　　　を受けると同時に、乙に請負代金の支払いを完了する。

**（瑕疵の担保）**

**第13条**　乙は工事目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について引渡の日から1年間担保の責任を負　　　　 　う。ただしこの期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造およびこれに類する建物そ　　　　　　　 の他土地の工作物もしくは地盤の瑕疵によって生じた滅失毀損については2年とする。

２　造作、装飾、家具などについては甲が引渡しをうけるとき、丙が検査して、もし瑕疵があるとき　　　　　　　 は、ただちに乙に補修又は取換えを求めなければ、乙は責を負わない。ただし、かくれた瑕疵につ　　　　　 いては引渡の日から6カ月間担保の責を負う。

３　甲は瑕疵の補修に代え、又は補修とともに、瑕疵に基づく損害賠償を乙に求めることができる。

**（工事の変更、中止等）**

**第14条**　甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、もしくは工事を一　　　　　　 時中断することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、　　　　　 甲乙協議して定めるものとし、また、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければな　　　　　 らず、その賠償額は甲乙協議して定める。

**（乙の請求による工期の延長）**

**第15条**　乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な　　　　　 事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明　　　　　 示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

**（請負代金の変更）**

**第16条**　工期内に租税、物価、賃金等の変動により請負代金額が明らかに不適当であると認められる　　　　 　に至ったときは、当事者は相手方に請負代金額の変更を求めることができる。この場合、請負代金　　　　　 額の変更については甲乙協議して定める。

**（履行遅滞違約金）**

**第17条**　乙が契約期間内に工事の完成引渡しができない遅滞にあるときは、甲は、遅滞日数1日につ　　　　　 いて請負代金額（工期内に部分引渡しがあったときは、その部分に対する請負代金相当額を控除し　　　　 　た金額）の1万分の4の違約金を乙に請求することができ、また、甲が請負代金の支払（前払金又　　　　　 は部分払の支払いを含む。）を遅滞しているときは、乙は日歩4銭の違約金を甲に請求することがで　　　　　 きる。甲が遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができ、この場合、乙が自己　　　　　 の物と同一の注意をして管理をしても、なお、契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲　　　　　 が負担するものとし、また、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担と　　　　　 する。乙が履行の遅滞にあるときに契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし、天災その他の不可

抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

**（甲の解除権）**

**第18条**　甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の　　　　　　　　　損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)　　　　　　　　　　工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと　　　　　　　 認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違　　　　　　　　　　　反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解　　　　　　　　　　除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の　　　　　　　　　　　　出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

**（乙の中止又は解除権）**

**第19条**　甲が前払金又は部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおそ　　　　　　の支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工　　　　　　　　　　事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2カ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著　　　　　　　　しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反に　　　　　　　　　　よって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明　　　　　　　 　らかとなったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償　　　　　　 を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精　　　　 　算する。

**（契約に関する紛争の解決）**

**第20条**　この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は　　　　　 乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審　　　　　 査会」という。）の斡旋又は調停により解決を図る。

2　甲及び乙は、その一方又は双方が前項の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認め　　　　 たときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に　　　　　 服する。

**（補則）**

**第21条**　この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書　　　通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保管する。

　　　　年　　　　月　　　　日

 住　　所

甲（発注者）

　　　　　　　　　　　 氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

乙（請負者）

 氏　　名　　　　　　　　　　　　　　 印

住 　所

丙（監理技師）

　　　　　　　　　 　氏　 名　　　　　　　　　　　　　　 印